

事 務 連 絡  
平成 1 7 年 1 2 月 9 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### モニタリング検査の強化について

平成 1 7 年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成 1 7 年 3 月 3 1 日付け食安輸発第 0 3 3 1 0 0 3 号により通知しているところですが、今般、検疫所のモニタリング検査の結果、韓国産パプリカにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を 5 0 % に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

### 記

#### 1 対象食品

韓国産ピーマン（パプリカと総称されるものを含む。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）

#### 2 検査項目

残留農薬

#### （参 考）違反事例

1. 品 名：生鮮パプリカ
2. 生産国：韓国
3. 検査結果：クロルピリホス 0.8ppm 検出
4. 検 疫 所：福岡検疫所門司検疫所支所

（届出受付番号：第 92002996200 号 3 欄）